



島根県報

平成21年 5 月 29 日 (金)

号外 第 118 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- | | | |
|--|----------|---|
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則及び老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 | (高齢者福祉課) | 2 |
| 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則 | (") | 8 |

公布された条例等のあらまし**◇介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則及び老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
(規則第62号)**

1 規則の概要

介護保険法及び老人福祉法の改正に伴う次に掲げる規則の規定及び様式の整備

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則
- (2) 老人福祉法施行細則

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則 (規則第63号)

1 規則の概要

- (1) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について定めることとした。(第2条・様式第1号関係)
- (2) 届出事項の変更の届出について定めることとした。(第3条・様式第2号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則及び老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第62号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則及び老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成12年島根県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第3条中「第115条の10」を「第115条の11」に改める。

第4条中「第75条、第82条」を「第75条第1項、第82条第1項」に、「第99条」を「第99条第1項」に、「第115条の5」を「第115条の5第1項」に、「第137条」を「第137条第1項」に、「第140条の19第1項」を「第140条の22第1項」に、「又は第140条の19第3項」を「第137条第2項又は第140条の22第3項」に、「様式第4号」を「様式第3号の2」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第75条第2項、第82条第2項、第99条第2項及び第115条の5第2項に規定する届出は、様式第4号によるものとする。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

様式第1号中「特定施設入所者生活介護」を「特定施設入居者生活介護」に改め、同様式備考2中「、社団法人、財団法人」を削り、同様式付表5中「薬局の」を「薬局又は訪問看護ステーションの」に、

「	「	を	に改め、同様式付表 5 備考に次のように加える。
」	」		

- 5 「歯科衛生士」には、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含みます。
- 6 「看護職員」は、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいいます。
- 7 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

様式第 1 号付表 9 中	「	③療養型病床群を有する病院・診療所	を
		④老人性認知症患者療養病棟を有する病院	
		⑤基準適合診療所（施行規則附則第 2 条）	
	」		

「	③療養病床を有する病院・診療所	に、「④⑤⑥」を「④⑤」に、
	④診療所	
	⑤老人性認知症患者療養病棟を有する病院	
」		

④	病	1 病室の病床数	床	床以下	を
	室	入院患者 1 人当たり床面積	m ²	m ² 以上	
	老人性痴呆症患者療養病棟の用に供される床面積		m ²	m ² 以上	
	廊	片廊下の幅	m	m 以上	
	下	中廊下の幅	m	m 以上	
	生活機能回復訓練室面積		m ²	m ² 以上	
	デイルームと面会室の合計面積		m ²	m ² 以上	
⑤	廊	片廊下の幅	m	m 以上	
	下	中廊下の幅	m	m 以上	
	⑥ 入院患者 1 人当たり床面積		m ²	m ² 以上	

④	入院患者 1 人当たり床面積		m ²	m ² 以上	に
病	1 病室の病床数	床	床以下		
室	入院患者 1 人当たり床面積	m ²	m ² 以上		
老人性認知症患者療養病棟の用に供される床面積		m ²	m ² 以上		
廊	片廊下の幅	m	m 以上		
下	中廊下の幅	m	m 以上		
生活機能回復訓練室面積		m ²	m ² 以上		

デイルームと面会室の合計面積	m ²	m ² 以上
----------------	----------------	-------------------

改める。

様式第1号の2備考2中「、社団法人、財団法人」を削り、同様式備考6中「指定（許可）年月日事業」を「指定（許可）年月日」に改める。

「届出者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者職・氏名)」	「 住 所 (所在地) を 事業者（開設者） 印 氏 名 (名称及び代表者職・氏名)」
--	---

に、「指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設）について、指定（許可）に係る事項を変更したので、介護保険法第75条（第82条、第89条、第99条、第111条）の規定により」を「次のとおり指定（許可）に係る事項を変更したので」に、

8 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 (介護老人保健施設を除く。)	を	8 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日 及び住所	に、
--	---	-------------------------------	----

16 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 病院等との連携・支援体制	を
17 福祉用具の保管・消毒方法（委託してい る場合にあつては、委託先の状況）	
18 併設施設の状況等	
19 役員の氏名、生年月日及び住所	
20 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

16 福祉用具の保管・消毒方法（委託してい る場合にあつては、委託先の状況）	に改
17 併設施設の状況等	
18 役員の氏名、生年月日及び住所	
19 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2 (第4条関係)

再 開 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

(所在地)

事業者 (開設者)

氏 名

㊟

(名称及び代表者職・氏名)

次のとおり事業 (施設) を再開したので届け出ます。

	介護保険事業所番号											
再開した事業所 (施設)	名称											
	所在地											
再開した年月日	年 月 日											

備考 介護保険法施行規則に規定する当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

(所在地)

事業者（開設者）

氏 名

㊞

(名称及び代表者職・氏名)

次のとおり事業（施設）を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号									
廃止（休止）する事業所（施設）	名称									
	所在地									
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止									
廃止・休止する年月日	年 月 日									
廃止・休止する理由										
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置										
休止予定期間	休止日～ 年 月 日									

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

「開設者 住 所 「 住 所
 (所在地) (所在地)
 様式第9号中 氏 名 印 を 開設者 氏 名 ④ に、
 (名称及び代表者氏名) (名称及び代表者職・氏名) 」

当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型	1 療養型病床群を有する病院 2 療養型病床群を有する診療所 3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 4 介護力強化病棟	を
--------------------------	--	---

当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の種類	1 療養病床を有する病院 2 療養病床を有する診療所 3 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	に
--------------------------	---	---

改める。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第2条 老人福祉法施行細則(平成14年島根県規則第40号)の一部を次のように改める。

第11条第2項中「様式第13号その1又は様式第13号その2」を「様式第13号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第29条第3項の規定による届出は、様式第14号によるものとする。

様式第13号その1を様式第13号とする。

様式第13号その2中「しましたので」を「しますので」に、「第29条第2項」を「第29条第3項」に、「休止した」を「休止しようとする」に、「入所していた」を「入所している」に改め、同様式を様式第14号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第63号

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出については、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第2条 法第115条の32第2項及び第4項の規定による届出は、様式第1号によるものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第 2 項 (整備) 又は第 4 項 (区分の変更) の規定による業務管理体制に係る届出書

年 月 日

島根県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名 ㊟

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

		事業者 (法人) 番号									
1 届出の内容		(1) 法第115条の32第 2 項関係 (整備)									
		(2) 法第115条の32第 4 項関係 (区分の変更)									
2 事業者	フリガナ名	-----									
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 ----- (ビルの名称等)									
	連絡先	電話番号					F A X 番号				
	法人の種類別										
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ氏名	-----		生年月日	年 月 日		
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 ----- (ビルの名称等)									
3 事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定 (許可) 年月日	介護保険事業所番号 (医療機関等コード)				所在地				
	計 かつ所										
4 介護保険法施行規則第140条の40第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる届出事項	第 2 号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)					生 年 月 日				
	第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
	第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要									
5 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課										
	事業者 (法人) 番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課										
区分変更日											
年 月 日											

様式第 2 号 (第 3 条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項の規定による業務管理体制に係る届出書 (届出事項の変更)

年 月 日

島根県知事 様

事業者 名 称

代表者氏名

㊦

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者 (法人) 番号

変 更 が あ っ た 事 項

- 1 法人の種別、名称 (フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 代表者の氏名 (フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)